

日本ファミリーホーム協議会 おしゃべり会 報告 10月

おしゃべり会は、毎月1回第2水曜日10時30分～12時に zoom を利用し、オンラインで開催しています。今回は7年10月について、担当本部理事から報告させていただきます。

10月担当、徳田副会長

話題で多かったのは「児童自立生活援助事業Ⅲ型」に関するものでした。個別対応職員加算は浸透してきた様子です。その他も含めて出た質問をお伝えします。

Q：FHとして申請してある建物や職員で、そのままⅢ型の子に使えますか？

A：新しく部屋を借りるとか、職員を増員する必要はありません。今までと同じようにFHの子としての生活が続けられます。ただし、Ⅲ型の申請は必要です。

Q：高校中退してハローワークに通っている16歳の子は、Ⅲ型は使えますか？

A：20歳までは措置延長でいけませんが、今後も年齢の高い子がいるのであれば、Ⅲ型の申請手続きをし始めても良いかと思います。新たに別の事業を申請する形なので、ある程度時間がかかります。

Q：Ⅲ型で使うためにアパートを借りる場合、家賃補助はありますか？

A：ありません。Ⅲ型の一般生活費から支払うことになります。勿論経費になります。※自立への一歩としてFHとは別にアパートを養育者名義で借りて使用することは、全く問題ありません。

Q：R5年までは自治体での20歳以降の事業があったが、今はすべてⅢ型になったのですか？

A：以前は自治体ごとの基準で、20歳以降のサポート事業があったところもありましたが、金額や条件もバラバラでした。6年度からは、全国的にFHが行う場合は「児童自立生活援助事業Ⅲ型」で統一されました。

Q：Ⅲ型の子はFH 保険の対象ですか？

A：FHに住んでいれば、対象とのことです。保険請求時の住所の問題はあるかもです。大学などで他県に出ているような場合はご相談ください。

Q：休止と廃止は選べるのですか？

A：開設時準備金や環境改善事業などで、家屋のリホームや増築をした場合は、減価償却の年数が長く、その前に廃止すると返還金が発生する場合があります。その場合は休止を選ばれることが多いようです。

その他、『アドボケートの役割』や、『子ども』の定義など 時宜にかなったおしゃべりが出来ました。

おしゃべり会では、守秘義務に配慮しながらこんなこと話し合ったり、悩みを共有したりしています。日本でのファミリーホームは490か所余りでとても少ない仲間です。子どものことを話す相手も限られています。悩みや日頃の思いを語り合って、みんなで支えあっていきましょう！

日本ファミリーホーム協議会会長 北川 聡子

広報委員会 専用のメールアドレスを作成しました！
ニュースレター等に取り上げて欲しいものがありましたら
以下からご連絡ください。

nihonfhkouhou@gmail.com

